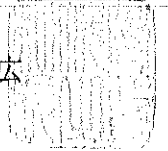


令和7年(2025年)2月5日付け札幌市告示第481号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年(2025年)2月13日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第481号別表の工事番号「25(手)第0003号」工事名「市債務負担行為 南平台3号線ほか1線生活道路整備工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。また、当該工事は総合評価落札方式(一括審査Ⅱ型)のため、次の対象工事についても併せて設計図書の一部を訂正し、入札日等を変更する。

- (1) 25(北)第0005号 市債務負担行為 新琴似5条2号線(新琴似12丁目7号線～新琴似13丁目線間)生活道路整備工事
- (2) 25(北)第0006号 市債務負担行為 新川43号線ほか1線生活道路整備工事
- (3) 25(白)第0003号 市債務負担行為 本郷2号線(本郷横1号線～本郷横3号線間)生活道路整備工事
- (4) 25(豊)第0002号 市債務負担行為 中の島1条5丁目1号線ほか1線生活道路整備工事
- (5) 25(豊)第0003号 市債務負担行為 平岸3条15丁目2号線(平岸澄川線～平岸3条2号線間)生活道路整備工事

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号		2528000311
1	工事（業務）番号		25（手）第 0003 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 南平台3号線ほか1線生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市手稲区前田7条10丁目
		工事（業務）内容	工事延長 210m 道路幅員 5.94～5.95m（車道5.94～5.95m） 車道整備工（置換t=30cm 路盤t=25cm 舗装t=8cm） 1,200m2 排水構造物 工 一式 街路灯設置工（共架式） 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※ 詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認 は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照する こと。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時45分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した 総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出 （入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しな ければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明 書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出 （添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告し なければならない。 ※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者 申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約 管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一 括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準 備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについ ては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和07年10月10日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 ※調査基準価格の算出において、機器費は直接工事費に、機器間接費は現場管理費に含み計上す る。 ※当該工事の支払いは、全額令和7年度払いとする。
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	手）土木部維持管理課
		電話番号	011-681-4011

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年10月3日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年8月28日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を契約締結期限日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年10月10日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年8月28日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

単一35号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2025. 1 2025. 1 1. 000-00000002000			
歩車道境界ブロック撤去		単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
歩車道境界ブロック撤去	処分	m	1		
計					
単価				円／m	

単一36号

単一36号				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2025. 1 2025. 1 1. 000-00000002000		
殻運搬		アスファルト殻			単位	m3	数量	1
名称		規格		単位	数量		摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械（騒音対策不要、厚15cm以下） 無し 6. 5km以下 全ての費用		m3	1			
計								
単価							円／m3	

単一35号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025. 1 2025. 1 1. 000-00000002000		
歩車道境界ブロック撤去		単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
歩車道境界ブロック撤去	処分	m	1		
計					
単価				円／m	

単一36号

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025. 1 2025. 1 1. 000-00000002000		
殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
殻運搬	舗装版破碎 機械（騒音対策不要、厚15cm以下） 有り 6. 0km以下 全ての費用	m3	1		
計					
単価				円／m3	

0	調達案件番号		2521000511
1	工事（業務）番号		25（北）第 0005 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 新琴似5条2号線（新琴似1 2丁目7号線～新琴似1 3丁目線間）生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市北区新琴似5条1 2丁目
		工事（業務）内容	工事延長 220m 道路幅員 6.0m（車道6.0m） 車道整備工（置換t=20cm 路盤t=20cm 舗装t=8cm）1,300m2 排水構造物工 一式 街路灯設置工(共架式) 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。 ※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和7年08月21日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 ※調査基準価格の算出において、機器費は直接工事費に、機器間接費は現場管理費に含み計上する。 ※当該工事の支払いは、全額令和7年度払いとする。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	北）土木部維持管理課
		電話番号	011-771-4211

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月14日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月22日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月21日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月22日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2521000611
1	工事（業務）番号		25（北）第 0006 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 新川 4 3 号線ほか 1 線生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市北区新川西 2 条 2 丁目
		工事（業務）内容	工事延長 192m 道路幅員 6.0m（車道6.0m） 車道整備工（置換t=30cm 路盤t=25cm 舗装t=8cm）1060m2 排水構造物工 一式 街路灯設置工(共架式) 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時55分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。 ※開札後、審査順 1 位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6 申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和7年08月21日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 ※調査基準価格の算出において、機器費は直接工事費に、機器間接費は現場管理費に含み計上する。 ※当該工事の支払いは、全額令和 7 年度払いとする。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	北）土木部維持管理課
		電話番号	011-771-4211

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月14日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月22日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月21日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月22日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

0	調達案件番号		2523000311
1	工事（業務）番号		25（白）第 0003 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 本郷2号線（本郷横1号線～本郷横3号線間）生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市白石区本通6丁目南
		工事（業務）内容	工事延長 150m 道路幅員 8.0m（車道5.0m＋歩道1.5m×2） 車道整備工（置換t=15cm 路盤t=25cm 舗装t=8cm）680 m2 歩道整備工（路盤t=26cm As舗装t=4cm）370 m2 排水構造物工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※ 詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認 は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照する こと。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時50分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算 出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより 提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投 函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点 表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の 早い工事の入札時に提出（添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより 申告しなければならない。 ※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費 税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期 限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければ ならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を 行う一括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保 等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取 扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和7年8月29日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とす る。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とす る。 ※当該工事の支払いは、全額令和7年度払いとする。
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	白）土木部維持管理課
		電話番号	011-864-8125

特記仕様書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月22日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月29日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月29日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月29日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号		2524000211
1	工事（業務）番号		25（豊）第 0002 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 中の島 1 条 5 丁目 1 号線ほか 1 線生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市豊平区中の島 1 条 5 丁目
		工事（業務）内容	工事延長 150m 道路幅員 8.0m（車道5.0m+歩道1.5m×2） 車道整備工（置換t=20cm 路盤t=20cm 舗装t=8cm）700m2 歩道整備工（路盤t=26cm As舗装t=4cm）400m2 排水構造物工 一式 縁石工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※ 詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認 は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照する こと。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順 1 位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時40分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算 出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより 提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投 函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点 表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の 早い工事の入札時に提出（添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより 申告しなければならない。 ※開札後、審査順 1 位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費 税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6 申請書等提出期 限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければ ならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を 行う一括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保 等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取 扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和7年08月29日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とす る。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とす る。 ※当該工事の支払いは、全額令和 7 年度払いとする。
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	豊）土木部維持管理課
		電話番号	011-851-1681

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月22日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月29日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日に設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年8月29日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年7月29日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日に設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

0	調達案件番号		2524000311
1	工事（業務）番号		25（豊）第 0003 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	市債務負担行為 平岸3条15丁目2号線（平岸澄川線～平岸3条2号線間）生活道路整備工事
		工事（履行）場所	札幌市豊平区平岸3条15丁目
		工事（業務）内容	工事延長 190m 道路幅員 6.0m（車道6.0m） 車道整備工（置換t=20cm 路盤t=20cm 舗装t=8cm）1,100 m2 排水構造物工 一式
		工期（履行期間）	この工事は、「余裕期間制度（フレックス方式）」による工事である。※詳細は、「16. 注意事項」を参照すること。
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	総合評価落札方式（一括審査Ⅱ型・事後審査方式）（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	自己採点表：入札期間内に提出すること。※「16. 注意事項」を参照すること。 総合評価に係る技術資料：開札日の翌日まで（審査順1位の入札者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年3月12日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年02月21日（08時00分～20時00分） 令和7年02月25日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年02月26日 09時35分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
16	注意事項		※告示文及び入札説明書を参照すること。 ※本工事は、入札者が作成した「自己採点表」に記された評価区分及びその得点に基づき算出した総合評価点により審査順位及び審査対象者を決定する簡易確認方式の工事である。 ※全入札者は「自己採点表」を、指定する期間（11入札期間）に、電子入札システムにより提出（入札時に添付）するか、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。なお、本工事は一括審査方式の対象工事であるため、「自己採点表」は、入札説明書で指定する対象工事の中で、入札を希望する工事のうち、最も開札順の早い工事の入札時に提出（添付）すること。 ※全入札者のうち電子入札を行う者は、入札時に自らの得点合計を電子入札システムにより申告しなければならない。 ※開札後、審査順1位の入札者は申請書類等（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を含む。なお、消費税及び地方消費税免税事業者申出書は免税事業者である者のみが提出）を指定する期間（6申請書等提出期限（日））に、契約管理課あて持参の上提出（本庁舎14階財政局閲覧室に投函）しなければならない。 ※本工事は、同一開札日の複数の工事において、技術評価に関する資料を共通化して審査を行う一括審査方式の対象工事である。 ※本工事は週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 ※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である（本工事における余裕期間の取扱いについては、特記仕様書を確認すること。）。 工期は契約締結期限日から「令和7年09月26日」までの期間内で、落札者が申し出た期間とする。 本工事の契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 ※当該工事の支払いは、全額令和7年度払いとする。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	豊）土木部維持管理課
		電話番号	011-851-1681

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年9月19日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年8月18日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日に設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

特 記 仕 様 書（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和7年9月26日」まで

【積算上の通常工期】

「令和7年4月1日」から「令和7年8月18日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13 契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を令和7年4月1日に設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）